

大山崎町立岩崎運動広場サポーター登録制度実施要領

令和3年(2021)年12月17日
大山崎町立岩崎運動広場管理者
大山崎町教育委員会

(趣旨)

第1条 この制度は、大山崎町立岩崎運動広場(以下「岩崎運動広場」という。)について、大山崎町に在住又は通勤する使用者との協働により、気持ちよくスポーツを楽しむことができる環境を整えることを目的として定める。

(対象者)

第2条 岩崎運動広場サポーター制度の対象者は、前条に規定する趣旨に賛同し、第3条に規定する活動を行う使用者団体とする。

(サポーター活動)

第3条 岩崎運動広場サポーターが岩崎運動広場内(北側の駐輪場含む)で行う活動の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 清掃及びごみの収集
- (2) 除草及び草刈り
- (3) 花壇の水やり
- (4) 施設及び備品の破損等についての情報提供

(サポーターの登録)

第4条 岩崎運動広場サポーターとして活動しようとする団体は、代表者を定め、教育委員会(生涯学習・スポーツ振興係又は大山崎町体育館)に「岩崎運動広場サポーター登録申込書」(様式第1号)を提出し、申し込むものとする。

2 岩崎運動広場サポーターの登録期間は、前項の定めにより登録し、活動を行う年の12月の末日までとする。

(活動報告)

第5条 岩崎運動広場サポーターは、その活動状況について、「岩崎運動広場サポーター活動報告書」(様式第2号)により、半期ごと6月、12月の末日までに教育委員会に報告するものとする。

(登録の取消し)

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、サポーター登録を取消しすることができる。

- (1) この要領に違反したとき。
- (2) 登録申込みもしくは活動報告の内容に虚偽のあることが判明したとき。
- (3) サポーターから取消しの申し出があったとき。

(サポーターの使用予約)

第7条 岩崎運動広場サポーターは、定期的にサポーター活動を行うため、使用日の属する月の前々月の初日から20日までの間に「岩崎運動広場使用予約申込書」(様式第3号)により使用予約申込ができるものとする。

2 前項に定める期間中に使用予約申込が複合した場合は、教育委員会が使用日の属する月の前々月の21日から末日までの間に抽選し、その結果を通知するものとする。

(施行期日)

この要領は、令和4年1月1日から施行する。